

役員等の報酬及び費用弁償に関する規定

社会福祉法人川辺町社会福祉協議会

社会福祉法人川辺町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規定

(趣旨)

- 第1条 この規定は、社会福祉法人川辺町社会福祉協議会（以下「川社協」という。）定款第10条及び25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。
- 2 役員及び評議員に対して報酬を支給する場合には勤務実態に即して支給することとし、法人業績及び世間水準、職員給与等の均衡などを考慮して定めるものとする。

(報酬)

- 第2条 理事及び監事・評議員の報酬については、支弁しない。ただし、常務理事に対する報酬は、月額180,000円とし、通期手当は、川社協旅費規程に基づき支給する。
- 2 非常勤常務理事には、第1項に規定する報酬及び旅費以外は、いかなる報酬等も支給しない。ただし、社会保険・厚生年金・労災については、常勤職員と同等とする。
3. 報酬の支払日については、正規職員賃金規程に準ずることとする。

(通勤費の費用弁償)

- 第3条 通勤費の費用弁償については、別表1に基づき実費相当額を支給することができる。

別表1

区 分	費 用 弁 償 額
理事会・評議員会・監査	費用弁償は支給しない
その他業務	会長の承認を得た上で、旅費規程に基づいた費用弁償を支給することができる。

(通勤費の費用弁償)

- 第4条 役員及び監事・評議員が会長の命により出張する場合は、川社協旅費規程を準用して、その費用を弁償する。ただし、川社協以外からの費用弁償を受ける場合には、弁償しないかまたは必要に調整を行う。

(補則)

- 第5条 本規程に定めのない事項は、その都度理事会において決定する。

(改廃)

- 第6条 本規程の改廃は、評議員会の議決による。

付則

- この規定は、平成29年4月1日から施行する。